平成２８年（フ）第８８号
神奈川県川崎市高津区千年671―202
債務者　出口　砂織
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３号
東京都福生市大字熊川1363―１―201
債務者　平野すず子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４号
山口県長門市深川湯本2245番地
破産者　株式会社白木屋グランドホテル
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５７号
茨城県取手市谷中33番地16、前住所茨城県取手市宮和田351番地１
破産者　杉山　勝和
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
茨城県取手市宮和田201番地１
破産者　三井　茂光
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６４４号
広島市東区戸坂千足１丁目２番12―701号
破産者　シャルロットこと　小松　嘉文
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４号
熊本県人吉市大野町4571番地471
破産者　田坂　和彦
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４７号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木775番地
破産者　永田謙一郎
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第８４号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目10番３―104号県営住宅
破産者　榎本　弘美
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第２５８号
千葉県成田市加良部２丁目１番地２（13棟101号　髙橋方）、破産手続開始決定時の住所千葉県成田市加良部１丁目８番地（106号室）
破産者　鎌形　敦夫
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２３号
長野県安曇野市穂高北穂高2576番地17
破産者　株式会社ケーサービス
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１１８号
三重県鈴鹿市住吉４丁目２―17―１　エストレーラソルナ301、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市道伯３丁目３番22号　ハイツM103号室
破産者　米原　幹人
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５１号
長崎県西彼杵郡長与町本川内郷848番地
破産者　有限会社カキタ建設
1　決定年月日　平成28年１月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２４１号
横浜市保土ケ谷区峰沢町342番地　桜台ハイツ２―303
破産者　瓜田　治也
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０５号
新潟市北区新元島町4018番地58
破産者　坂上　克也
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１５６９号
福岡県糸島市二丈深江1265番地２
破産者　中園　清子（旧姓波左間）
1　破産債権の届出期間　平成28年２月３日まで
2　一般調査期日　平成28年２月16日午前11時30分
平成28年１月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７６９号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号
破産者　株式会社アルビオン
1　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
2　一般調査期日　平成28年４月18日午後２時30分
平成28年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４号
北海道河西郡芽室町東10条９丁目４番地10
破産者　森若　雅人
1　破産債権の届出期間　平成28年２月25日まで
2　一般調査期日　平成28年３月17日午後２時30分
平成28年１月12日
釧路地方裁判所帯広支部破産係